

第1章 プラン改定にあたって

1 背景・趣旨

社会・経済のグローバル化¹、人口減少・高齢化が進むなど、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

平成元年(1989年)に「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という。)が改正、翌2年(1990年)に施行され、活動内容に制限のない在留資格「定住者²」等で来日する南米地域からの日系人などの外国人が増加し、本県の外国人登録者数³は、平成2年(1990年)末では10,170人でしたが、平成20年(2008年)末には32,292人でピークとなりました。多くの方が派遣や請負の雇用形態で、製造業などで就業し、地域経済を支え、地域社会にも貢献してきました。

こうした中、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まり、また国際結婚による複数国籍世帯の増加のため、平成24年(2012年)7月からは、外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象となり、平成28年(2016年)1月から開始された、マイナンバー制度も適用対象となっています。

しかしながら、平成20年(2008年)9月以降の世界的な経済危機により製造業の現場で就労していた多くの外国人住民が職を失い、日本語能力の不十分なことなどから再就職が難しく、生活困難な状況におかれる人や帰国する人が増加し、県内の外国人人口は一時減少しましたが、平成26年(2014年)以降、東南アジア地域出身の技能実習生⁴を中心に、外国人人口が増加し、国籍の構成も変化してきています。

一方、国においては、平成30年(2018年)6月15日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)において、深刻な人手不足を背景に、外国人材の受入れを拡大する方針が示されました。平成31年(2019年)4月には、入管法が改正され、新たに創設された在留資格「特定技能⁵」による外国人の受入が開始されました。

更なる多国籍化の進展や言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

このような状況の下、滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指します。

2 改定の経緯

急増する外国人住民への施策の在り方が全国的な課題となりつつある中、平成 18 年(2006 年) 3 月に総務省自治行政局国際室は、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知しました。

また、本県では、平成 19 年(2007 年) 度に外部有識者による「しが多文化共生推進会議」を設置して、多文化共生を推進するに当たっての各分野における課題や施策の方向性などについて検討を行い、平成 21 年(2009 年) 11 月に同推進会議から提言をいただきました。

これらの通知や提言をもとに、多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため、本県では、平成 22 年(2010 年) 4 月に多文化共生社会の形成を推進することを目的とした「滋賀県多文化共生推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定し、平成 27 年度には改定版を策定しましたが、その計画期間が令和 2 年(2020 年) 3 月をもって終了します。

プラン策定後の経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応、定住化傾向の外国人住民の増加や国籍の構成変化などの現状を踏まえ、より実情にあったプランとなるよう見直しを行います。

3 プランの位置づけ

このプランは、「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、県民などの各主体が取り組む方向性を示す指針です。

4 計画期間

令和 2 年(2020 年) 度から令和 6 年(2024 年) 度までの 5 年間とします。